

指定障がい福祉サービス事業者の指定の一部効力停止について

松江市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により、以下の指定障がい福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	一般社団法人障害者自立支援センター
	代表者	代表理事 芦田 考正
事業所	名称	就労支援事業所らいとあっぷ まつえ
	事業種別	就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型

2 処分年月日

令和7年10月8日

3 処分の内容

指定の一部効力停止(新規利用者の受入停止・6か月間)

報酬支払制限(3割減額・6か月間)

4 処分の期間

令和 7 年 10 月 8 日～令和 8 年 4 月 7 日

5 処分の理由

【人格尊重義務違反／障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号】

事業所の職員が、一部の利用者の方や他の職員に不適切な発言を繰り返し行った。

【運営基準違反／障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号】

施設外就労にかかる要件を満たさずに、施設外就労を実施していた。

【不正請求／障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号】

個別支援計画が未作成にもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用しないで、不正に訓練給付費を請求し、受領した。

(A 型事業所不正請求額:概算 4,345,380 円)

(B 型事業所不正請求額:概算 2,281,850 円)

問い合わせ

健康福祉部 障がい者福祉課
事業所管理係
TEL(0852)-55-5946